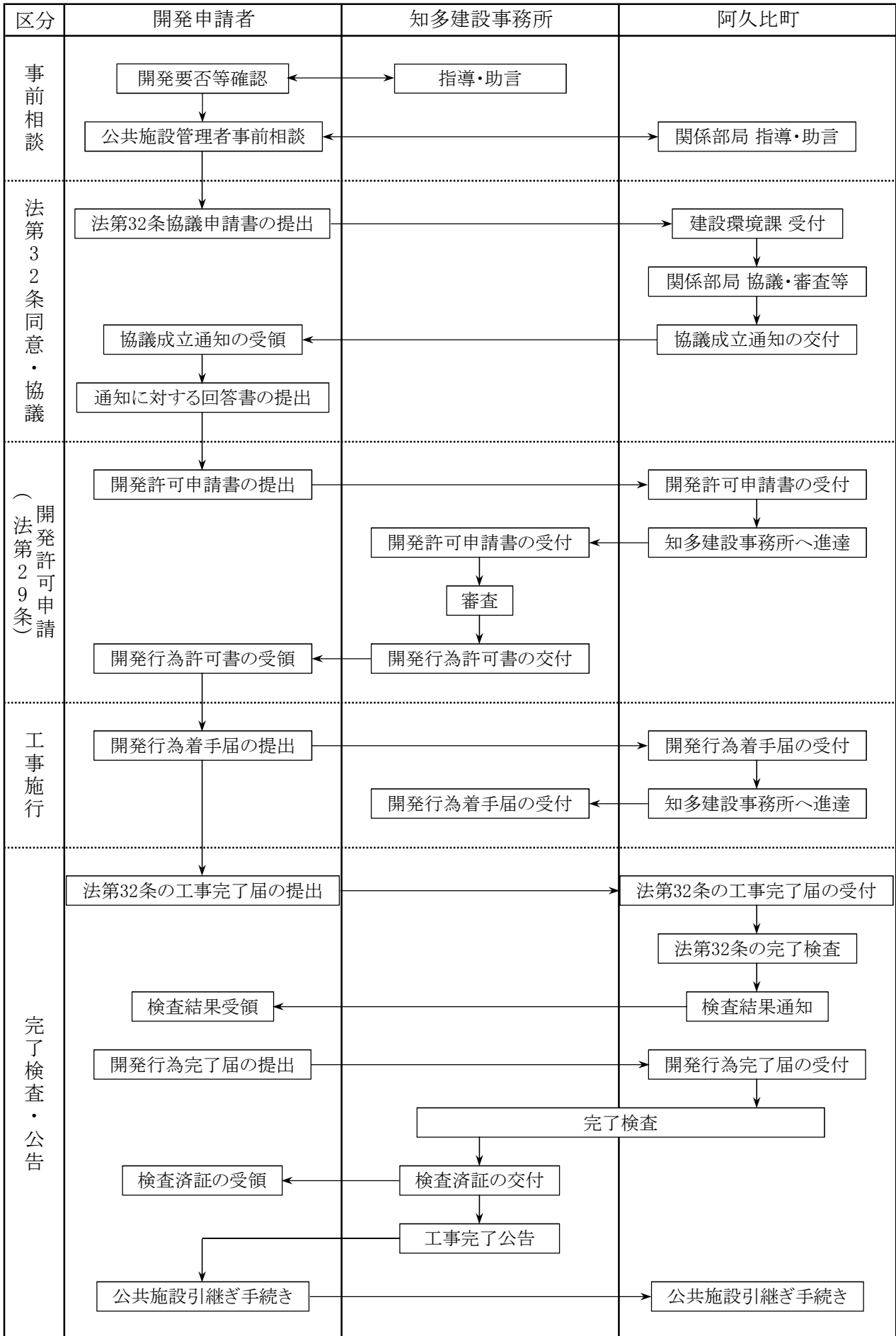


第1章 都市計画法第32条 公共施設管理者との同意・協議における手続きの流れ



1. 事前相談

(1) 開発要否等確認

建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行う場合、開発許可が必要となることがあります。開発許可が必要か否かの判断は、知多建設事務所建築課が行いますので、これら行為を行う際は事前に知多建設事務所建築課へ相談してください。

(2) 公共施設管理者事前相談

開発者は、開発許可申請に先立ち、開発行為に関係がある公共施設の管理者と同意・協議を得なければなりません。具体的な技術基準等、同意・協議に向けて各公共施設管理者へ相談してください。

ア. 阿久比町の公共施設管理者

公共施設	管理者
道路（町道、農道）、雨水排水施設	建設環境課管理係
公園、緑地等	建設環境課まちづくり推進係
上水道施設	上下水道課上水工務係
下水道施設	上下水道課下水道係
消防施設等	防災交通課防災係

イ. 阿久比町以外の主な公共施設管理者

公共施設	管理者
道路（県道）	知多建設事務所維持管理課管理第一グループ
阿久比川	知多建設事務所維持管理課管理第二グループ

2. 法第 32 条同意・協議

(1) 法第 32 条協議・同意申請書の提出

阿久比町が公共施設管理者となる法第 32 条同意・協議申請書の提出窓口は、建設環境課まちづくり推進係になります。各公共施設管理者の審査に必要な図書を添付し、申請してください。提出書類に補正等の必要がある場合は、補正完了後に書類受付とさせていただきます。なお、通常の審査期間の目安は 1 ヶ月から 1 ヶ月半程度となります。

阿久比町以外の公共施設管理者との同意・協議の申請については、各公共施設管理者の指示に従ってください。

(2) 法第 32 条協議・同意申請書に対する協議成立通知、意見書

阿久比町が公共施設管理者となる法第 32 条協議・同意申請書については、審査の結果を意見書を付して通知します。開発者は意見書を受け、各公共施設管理者の意見に対する対応を、回答書の提出をもって行ってください。

3. 開発許可申請（法第 29 条）

(1) 開発許可申請書の提出

法第 32 条の回答書を提出したのち、意見書と回答書を添付のうえ、開発許可申請書を建設環境課まちづくり推進係へ提出してください。受付後、知多建設事務所建築課へ進達し、審査を行います。審査の結果、開発行為に支障がないと認められた場合、開発行為許可書が交付されます。

4. 工事施行

(1) 開発行為着手届の提出

開発許可を受けた者及び工事施行者がその開発行為に関する工事に着手しようとするときは、愛知県知事及び阿久比町長へ開発行為着手届を提出してください。

5. 完了検査・公告

(1) 法第 32 条の工事完了届の提出

法第 32 条の規定により協議を行った公共施設の工事が完了したときは、工事完了届を建設環境課まちづくり推進係へ提出してください。審査を行った各公共施設管理者と日程調整のうえ、完了検査を実施します。なお、工事完了届は検査日の 1 週間前までに提出してください。完了検査に先立ち、検査に必要な図書の提出は、各公共施設管理者の指示に従ってください。検査の結果、公共施設として支障がないと認められた場合、その旨を通知します。

阿久比町以外の公共施設管理者との完了検査については、各公共施設管理者の指示に従ってください。

(2) 開発行為完了届の提出（法第 36 条第 1 項）

開発行為に関する工事が完了したときは、開発行為完了届を建設環境課まちづくり推進係へ提出してください。受付後、知多建設事務所建築課へ進達し、完了検査を行います。なお、開発行為完了届は検査日の 1 週間前までに提出してください。検査の結果、施行内容に支障がないと認められた場合、検査済証が交付されます。検査済証の交付後、愛知県公報により工事の完了公告がなされます。

(3) 公共施設引継ぎ手続き

法第 32 条の工事完了検査の検査結果通知を受けたら、公共施設の新設・改廃等の手続きを行ってください。手続き方法については各公共施設管理者に確認してください。

土地の帰属については、建設環境課まちづくり推進係が窓口になります。第 2 章 都市計画法第 40 条第 1 項に基づく帰属事務手続きについて を参考に、必要な手続きを行ってください。

第2章 都市計画法第40条に基づく帰属事務手続きについて

1. 帰属手続きの委託

開発完了公告（愛知県公報）の後に、所有権移転登記等の帰属手続きを、阿久比町から開発者へ委託します。委託にあたり、委任状を交付しますので、下記の必要書類を建設環境課まちづくり推進係へ提出してください。

- ①登記嘱託書（法務局提出予定のもの、登記識別情報通知希望無）
- ②登記原因証明情報
- ③承諾書
- ④登記事項証明書（完了公告後の日付のもの、写しで可）
- ⑤印鑑登録証明書（写しで可）
- ⑥位置図
- ⑦確定測量図又は整理図
- ⑧確定平面図

帰属される公共用地については、公共施設の用途に応じた地目に変更してから所有権移転をしてください。

（例：道路用地⇒公衆用道路 緑地用地⇒雑種地 公園用地⇒公園）

2. 登記手続き

委任状交付後、開発者より法務局の登記手続きを進めていただきます。登記手続き後に、登記嘱託書の受領証の写しを建設環境課まちづくり推進係へ提出してください。

3. 登記の完了

登記が完了したら、速やかに以下の書類を建設環境課まちづくり推進係へ提出してください。

- ①登記完了証（原本）
- ②登記事項証明書（原本）
- ③公図（原本）
- ④地積測量図